

新型インフルエンザ対策の臨時休業に伴う保育料等の取扱いについて

新型インフルエンザの感染拡大防止及び児童の健康を守るため、保育所、放課後児童クラブ、幼稚園について5月18日(月)から22日(金)まで臨時休業とした。これに伴い、休業期間にかかる保育料等について、下記のとおり取り扱うこととする。

【臨時休業の状況】

休業期間 5月18日(月)～22日(金) 5日間
 対象施設 保育所(公私立)23園、放課後児童クラブ 23カ所
 市立幼稚園 27園

1. 保育所保育料

保育所の休業期間5日分の保育料を減免する。

- ・減免対象者数 1,545人 (入所者数1,646人)
- ・保育料減免額 600円～10,000円
 (月額保育料：世帯の階層区分ごとの金額 0円～50,000円)

2. 放課後児童クラブ使用料

放課後児童クラブの休業期間5日分の使用料を減免する。

- ・減免対象者数 877人
- ・使用料減免額 小学生 1,750円 (月額使用料7,000円)
 幼稚園児 750円 (月額使用料3,000円)
 16:00以降利用する幼稚園児は、小学生と同額。

3. 幼稚園保育料

幼稚園の休業期間の保育料は減免しない。

休業期間の教育時間を夏休み等に振り替え、時間を確保する。

(園児数712人・月額保育料5,500円)

4. 臨時休業に伴う減免総額(見込み)

区 分	減免対象者数	減免総額(見込み)
保育所保育料	1,545人	7,288千円
放課後児童クラブ使用料	877人	1,342千円
合 計	2,422人	8,630千円